

公益財団法人 日本スポーツ協会制定  
秩父宮記念スポーツ医・科学賞顕彰規程

(目 的)

第1条 スポーツの宮様として親しまれた秩父宮殿下と秩父宮家の名を永遠に語り継ぐため、スポーツ医・科学の分野において、顕著な業績のあった者に対して、「秩父宮記念スポーツ医・科学賞」を授与し、その功績をたたえるとともに、我が国スポーツ界の更なる発展に資することを目的とする。

(顕彰の種類)

第2条 秩父宮記念スポーツ医・科学賞は、スポーツ医・科学功労賞及びスポーツ医・科学奨励賞とし、原則として各賞1名又は1グループを顕彰する。

(対 象)

第3条 現に本会加盟団体又はスポーツ関係の学会などに所属し、スポーツ医・科学に関し、功績顕著な者で、次の各号に定める要件を満たす者又はグループ。

- (1) スポーツ医・科学功労賞は、多年にわたりスポーツ医・科学分野において、その向上発展に貢献し、我が国スポーツ界の推進に特に功績顕著な者。
- (2) スポーツ医・科学奨励賞は、スポーツ医・科学についてよく研究し、その研究成果が十分にスポーツの現場に生かされ、我が国スポーツの普及発展又は競技力の向上に顕著な実績をあげた者又はグループ。

(受賞者の決定)

第4条 受賞者は、栄典・顕彰委員会の審査を経て、理事会で決定する。

(選考部会)

第5条 栄典・顕彰委員会に、対象者の功績及び業績等を調査する選考部会を設置する。

2. 選考部会に、次の委員を置く。

部会長 1名

委員 若干名

3. 部会長は、理事又は学識経験者の中から会長が委嘱する。

4. 委員は、スポーツ医・科学を研究する学識経験者のうちから会長が委嘱する。

(顕彰)

第6条 顕彰は、本会会長名による賞状及び副賞を授与して行う。

(変更)

第7条 この規程は、栄典・顕彰委員会の議決により変更することができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、栄典・顕彰委員会において定める。

附則1

1. この規程は、平成9年9月9日に制定し、平成9年度から施行する。

附則2

1. この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則3

1. この規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

附則4

1. この規定は、平成29年11月20日に制定し、平成29年度から施行する。

附則5

1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則6

1. この規程は、令和元年12月9日から施行する。